

大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に対する支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新婚世帯の住居費及び引越費用の一部を補助することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚夫婦 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に賃貸住宅を賃借する際に要した費用で、物件の賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を差し引いたものとする。
- (3) 引越費用 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に引越業者又は運送業者へ支払った実費をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新婚夫婦の夫又は妻で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- (2) 新婚夫婦の所得額（市町村長が発行する直近の所得課税証明書に基づく夫婦の所得額の合計。以下「所得額」という。）が500万円未満（貸与型奨学金の返済を行っている場合にあつては、所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満）であること。
- (3) 補助対象となる住宅が大野市内にあり、かつ、夫婦共に当該住宅地に住民登

録を有し、居住していること。

(4) 市税等を滞納していない者であること。

(5) 国が実施する地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る支援、市が実施する家賃及び引越費用に対する支援その他の公的制度による補助を受けていないこと。

(6) 過去に地域少子化対策重点推進交付金結婚新生活支援事業の補助を受けたことがないこと。ただし、前年度に補助金の交付を受けた補助対象者であって、交付を受けた補助金の額が上限額に達しなかったものを除く。

(7) 夫婦共に福井県が主催する共家事講座を受講していること。

(8) 内閣府、福井県又は大野市が行う本事業実施に係る調査に協力すること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

夫婦のいずれか 高い方の年齢	補助対象経費	補助金の額	上限額
29歳以下	住居費及び引越費用の合計額	補助対象経費の10分の10以内	60万円
39歳以下			30万円

2 前年度に本事業による補助金の交付を受けた補助対象者で、その補助金の額が第1項の表に定める上限額に達しなかった場合は、当該上限額から前年度補助金の額を差し引いた額を本年度における上限額とする。

(交付申請等)

第5条 第3条に規定する補助対象者で補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書

(2) 住民票謄本

(3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書

(4) 申請者及び配偶者の納税証明書

(5) 居住物件が賃貸住宅の場合は、その賃貸借契約書の写し

- (6) 住居費及び引越費用の領収書の写し
- (7) 福井県が主催する共家事講座の受講修了書の写し
- (8) 勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当等支給証明書（様式第2号）
- (9) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 申請書兼実績報告書の提出は令和6年3月31日までにしなければならない。
（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、審査内容を大野市結婚新生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、大野市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（実績報告の特例）

第8条 規則第10条の規定による実績報告は、第5条第1項に規定する申請書兼実績報告書の提出をもって実績報告があったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に規定する交付要件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

年 月 日

大野市長 様

住 所
申請者氏名
配偶者氏名
連絡先

大野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

大野市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 婚姻日	年 月 日		
2. 新居に住所を定めた日 及び婚姻日における年齢	(夫)	年 月 日	歳
	(妻)	年 月 日	歳
3. 所得額	夫 円	妻 円	計 円
貸与型奨学金返済金額（年額）	夫 円	妻 円	計 円
4. 経費内訳	住居費 (賃貸)	契約締結日	年 月 日
		賃料①	月額 円
		住宅手当②	月額 円
		共益費③	月額 円
		実質負担額 <small>(① - ② + ③) × 月数</small>	円 × 月分 円
		敷金・礼金	円
		仲介手数料	円
		小計 A	円
	引越費用	引越年月日	年 月 日
		費用 B	円
5. 合計 C (A + B) 1,000円未満は切捨て			円
6. 補助金上限額 D ※該当額に○を記載	60万円 ・ 30万円		
7. 前年度交付済額 E			円
8. 補助申請額 ※D - EとCを比較して少ないほうの額			円

<p>9.同意及び確認</p> <p>※ 該当する項目にはレ点を記入</p>	<p><input type="checkbox"/> 私たちは市税等の滞納はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> この補助金の申請の事務処理に必要な範囲において、私たちの戸籍（婚姻届を含む。）、住民票、所得、市税等の納付状況について、市が調査することに同意します。（※同意される場合は、下記の添付資料1.2.3.5の添付を省略することができます。）</p> <p><input type="checkbox"/> 私たちは家賃及び引越費用に対する公的な補助は受けていません。</p> <p><input type="checkbox"/> 私たちは、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。</p> <p><input type="checkbox"/> 私たちは、大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条に該当したときは、補助金を返還することを約束します。</p> <p><input type="checkbox"/> 私たちは、生活保護法第11条第1項第3号の住宅扶助による家賃補助を控除して申請しております。</p> <p>夫（自署）_____</p> <p>妻（自署）_____</p>
--	--

添付資料 ※前年度に申請手続を行った場合は、（6）のみ添付が必要

- (1) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票謄本
- (3) 申請者及び配偶者の所得課税証明書
- (4) 申請者及び配偶者の納税証明書
- (5) 賃貸住宅の場合は、その賃貸借契約書の写し
- (6) 住居費及び引越費用の領収書の写し
- (7) 福井県が主催する共家事講座の受講修了書の写し
- (8) 勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当等支給証明書（様式第2号）
- (9) 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額が確認できる書類の写し

年 月 日

大野市長 様

給与等の支払者

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

住宅手当等支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している

住宅手当 月額 _____ 円 （ 年 月現在）

(2) 支給していない

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当です。
- 2 住宅手当支給状況については（1）（2）のいずれかに○印をつけてください。
- 3 直近の住宅手当の月額を記入してください。

第 号
年 月 日

様

大野市長

大野市結婚新生活支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大野市結婚新生活支援事業補助金については、下記のとおり決定（却下）したので大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付却下の理由（却下の場合）

3 備考

大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させるものとします。

- (1) この要綱に規定する交付要件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めるとき。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

大野市長 様

住所
申請者 氏名
電話番号

大野市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた大野市結婚新生活支援事業補助金について、下記のとおり交付されるよう大野市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名	本店 支店 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）		
口座番号			
フリガナ 口座名義			